

産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県東近江市今堀町646番地1

氏名 サタ山善株式会社
代表取締役 野田明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年月日 令和 6年 9月 8日

許可の有効年月日 令和 11年 9月 7日

1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理 [破碎]

産業廃棄物の種類

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これ
に類する不要物

（以上 2項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所：滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番の一部

設置年月日：令和6年5月23日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 2,640 t/日
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 2,640 t/日

許可年月日：令和5年6月22日

許可番号：第 50046 号

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|--------------|---------|
| 平成 26年 9月 8日 | 新規許可 |
| 令和 元年 9月 8日 | 更新許可 |
| 令和 5年 8月 29日 | 処理施設の更新 |
| 令和 6年 6月 11日 | 処理施設の更新 |
| 令和 6年 9月 8日 | 更新許可 |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有